

ホームアンテナ・サービス（ホームアンテナ3）利用規約

ソフトバンク株式会社

第1章 総則

第1条（規約の適用） 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が3G通信サービス及び4G通信サービス（第2条（定義）第1号及び2号で定義します。）の契約者（以下「お客様」といいます。）に提供するホームアンテナ3（以下「本サービス」といいます。）の提供条件について定めます。本サービスは、3G通信サービス又は4G通信サービスの電波状況改善を目的として、お客様の電波改善希望場所（本機器（第2条（定義）第3号で定義します。）を設置するサービスです。）

2 当社は、当社Webサイトに変更後の本規約を予め掲載し、公表することにより本規約を変更することがあります。その場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

第2条（定義） 本規約で使用する用語の定義は以下の通りとします。なお本規約に定義のない用語は、当社3G通信サービス契約約款及び4G通信サービス契約約款で定義するものとします。

- (1) 「3G通信サービス」とは、3G通信網を使用して当社又は当社の指定する特定役務提供事業者（本規約では「株式会社ジャパネットたかた」を指します。）が提供する電気通信サービスをいいます。
- (2) 「4G通信サービス」とは、4G通信網を使用して当社又は当社の指定する特定役務提供事業者（本規約では「株式会社ジャパネットたかた」を指します。）が提供する電気通信サービスをいいます。
- (3) 「本機器」とは、屋外まで届いている3G通信サービス及び4G通信サービスの電波を中継し、屋内に引き込む無線局をいい、当社がお客様に貸与する以下の機器から構成されます。
 - ・ホームアンテナ本体
 - ・ドナーアンテナ
- (4) 「ホームアンテナ本体」とは、本機器のうち、屋内に設置され3G通信サービス及び4G通信サービスの携帯電話端末に対し電波を送受信する機器をいいます。
- (5) 「ドナーアンテナ」とは、本機器のうち、3G通信サービス及び4G通信サービスの電波を送受信するための機器をいいます。原則として、ホームアンテナ本体に内蔵のドナーアンテナを使用しますが、当社が必要と認めた場合は外付けのドナーアンテナを使用し、屋外に設置することもあります。
- (6) 「設置工事」とは、本機器を設置（設定を含みます。）し電源を入れ、本機器に電波を発信させる作業をいいます。
- (7) 「撤去工事」とは、本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）が終了した場合に、本機器を撤去する作業をいいます。
- (8) 「工事等」とは、電波状況及び設置場所の調査、本機器の設置工事、撤去工事、並びに本機器の保守、改良、交換その他必要となる工事等をいいます。
- (9) 「工事施工会社」とは、当社が設置場所に派遣し、本機器の工事等を行わせる会社・団体をいいます。
- (10) 「工事スタッフ」とは、お客様のご自宅を訪問し、本機器の工事等を行う当社の指定する工事作業者をいいます。
- (11) 「設置場所」とは、お客様が利用契約成立時点で当社に、本機器を設置する旨届けていた住所をいいます。

第2章 利用契約の成立等

第3条（利用契約の申込み） お客様は、当社所定の方法により本サービスの申込みを行うものとします。

2 お客様は、以下の各号のいずれかに該当する場合に申込みできます。また、第1号または第2号に基づき申し込む場合は、対象となる3G通信サービス及び4G通信サービスにかかわる契約（以下、「申込み3G4G契約」といいます）を当社に届け出るものとします。

- (1) 個人名義で3G通信サービス及び4G通信サービス（プリペイドサービスを除きます）を契約しているお客様
- (2) 法人名義で3G通信サービス及び4G通信サービス（プリペイドサービスを除きます）を契約しているお客様。なお、設置場所は、事業用建物だけでなく、役員及び従業員の自宅など居住を目的とした建物でも構いません。
- (3) 3G通信サービス及び4G通信サービス（4Gプリペイドサービスを除きます）を契約していない法人のお客様。ただし、設置場所が、居住以外を目的とした建物であり、当社が定める基準以上の4G通信サービスの利用が見込める場合に限り、

3 お客様は、以下の各号の条件をすべて満たす場合に申込みできます。

- (1) 前項のお客様が、申込み3G4G契約について、本サービスの利用契約を未だ締結していないこと。
- (2) 前項のお客様が、申込み3G4G契約について、本サービス以外の電波状況改善を目的とする契約を当社と締結していないこと。
- (3) お客様が満18歳以上であること。

第4条（設置場所等の条件） 本機器の設置場所は、以下の各号の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 土地に定着した建物の中であること。
- (2) 医療施設/医療福祉施設又は引火性物質取扱施設の中に設置する場合は、お客様は予め以下の事項に同意していること。また、お客様が当該施設の管理者（以下「施設管理者」といいます。）でない場合は、お客様自らの責任で施設管理者に以下の事項を説明して、施設管理者の同意を得ていること。なお、お客様と施設管理者の間の同意の有無及び内容に関しては、当社ではなくお客様が一切の責任を負うものとします。

<医療施設/医療福祉施設の場合>

・お客様（以下、本号においては施設管理者を含みます）は、当該施設内の本機器を設

置る場所をマークや標識で明示するなどの方法により自らの責任と判断において指定し、当該施設内の携帯電話使用可能エリア及び使用禁止エリアを当該施設の関係者及び利用者へ周知するほか、当該施設内の携帯電話の使用について責任をもって管理すること。

・お客様は、当該施設内の携帯電話及び本機器の電波が医療機器に及ぼすリスクについて「医療機器において安心・安全に電波を利用するための手引き（電波環境協議会）」等により理解していること、及び当該リスクについてはお客様が責任を負い、当社に対しては責任を問わないこと。

<引火性物質取り扱い施設の場合>

・お客様は、当該施設内での関係者及び利用者による携帯電話の利用可否を判断したうえで、当該施設内の危険物への引火その他火災等の恐れがない場所を本機器の設置場所として自らの責任と判断において指定し、関係者及び利用者に対し適切な管理及び指示を行うこと。

・お客様は、当該施設内に本機器を設置することによる引火その他火災等のリスクについて責任を負い、当社に対しては責任を問わないこと。

(3) 大使館及び米軍基地でないこと。

(4) 当社が工事等のために立ち入ることが困難な場所でないこと。

(5) 本機器の設置工事を行うことが可能な場所であること（ドナーアンテナを屋外に設置する場合はホームアンテナ本体とドナーアンテナとを接続するケーブルをベランダ、窓、壁等に配線可能な場所であること、本機器に電源供給が可能なことを含みます。）。

(6) 設置場所となる建物にお客様以外に所有者その他利害関係人がある場合、お客様が予め当該利害関係人から、設置工事につき同意を得ていること。

(7) 高温多湿等により本機器の動作に影響を及ぼすおそれがないこと。

(8) 3G通信サービス又は4G通信サービスの電波状況改善が必要であり、かつ本機器が電波状況改善に有効な場所（当社Webサイト等で公開された3G通信サービス又は4G通信サービス提供エリア内であることを含みます。）であること。

(9) 設置場所が高層階や都市部など、ほかのお客様の通信に影響を及ぼすおそれがないこと。

(10) 設置場所、本機器が設置されていないこと。

(11) 設置場所、本機器以外の電波状況改善を目的とした当社提供機器が設置されていないこと。

(12) 法令上の規制を満たすこと。

(13) 以上各号のほか当社が別途定める条件を満たすこと。

第5条（利用契約の承諾） 当社は、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みが第3条（利用契約の申込み）及び第4条（設置場所等の条件）の条件を満たさない場合、又は満たさないおそれがある場合

(2) 申込みの際の届出事項又は提出書類に、虚偽の記載、誤記、記載漏れ又は不提出等の不備がある場合

(3) お客様が当社又は特定役務提供事業者が提供するサービスに係る債務の支払を遅延している場合、又は遅延するおそれがある場合

(4) お客様が過去に当社若しくは特定役務提供事業者が提供するサービスに係る契約に違反したことがある場合、又は現に違反している場合

(5) 申込みを承諾することが、当社に技術上又は業務上著しい支障がある場合

(6) 前各号のほか当社が申込みを承諾することが適当でない場合

2 前項にかかわらず、申込みが第3条（利用契約の申込み）第3項第2号及び第4条（設置場所等の条件）第11号の一方若しくは双方のみを満たさず、ほかの条件をすべて満たしている場合は、お客様が利用契約成立後相当期間内に電波状況改善を目的とする既存の契約を解約することを条件に、当社は申込みを承諾することができるものとします。この場合、お客様は当該条件を遵守するものとします。

第6条（利用契約の成立） 利用契約は、当社がお客様の申込みを承諾したときに成立します。

2 当社は、必要と判断した場合には、本人確認書類等申込みの際に届出事項を証する書類等の提示を求めることができるものとします。

第7条（利用契約の取消） 当社は、当社が設置工事のためにお客様に連絡を発した日から30日以内に、お客様から当社窓口までご連絡いただけない場合、お客様に催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

第3章 設置工事等

第8条（制限事項） 本サービスは、地形や建物の形状等により、必ずしも電波状況が改善されることを保証するものではありません。

第9条（設置場所への立ち入り等） 当社は、予めお客様又は設置場所における同居者若しくは管理者の了承を得た上で、工事等のため設置場所に立ち入ることができるものとします。

2 お客様は、合理的な理由がない限り、当社の立ち入りを了承し、設置場所の同居者及び管理者に了承させるものとします。また、合理的な理由があった場合においても、法令上緊急に立ち入る必要がある場合には、当社の指示に従っていただくものとします。

第10条（設置工事及び費用） お客様は、当社が本機器を設置場所に発送してから相当期間内に、お客様にて設置工事を行わなければならないものとします。ただし、当社が認めた場合は、工事スタッフを設置場所に派遣し、設置工事を行うものとします。

2 当社にて設置工事を行う場合で、お客様が、当社の設置工事に立ち会わないときは、お客様が指定する立会人を当該工事立ち会わせるものとします。お客様は、立会人に、設置工事が完了したことを確認する権限を与えるものとします。

3 当社にて設置工事を行う場合で、設置場所が難所又は山間部のときは、お客様に交通費をご負担いただくことがあります。その場合、当該交通費は工事施工会社に直接お支払ください。

4 当社が行う設置工事は、本機器を設置し電源を入れ、本機器に電波を発信させるために

必要最小限の、当社所定の作業までとします。

第4章 本サービスの提供

第11条 (本機器の保守、利用確認) 当社は、本機器を保守、改良又は交換することができるものとします。

2 当社は、お客さまに、本機器の利用状況を確認する場合があります。当社が利用状況確認のためお客さまに連絡を発生した場合、お客さまは当社からの利用状況確認に応じるものとします。また、当社所定の書類の提出を求めた場合は、お客さまは当社からの利用状況確認に応じ、期限までに提出するものとします。

第12条 (本サービス提供の中止等) 当社は、以下の各号のいずれかに該当すると判断する場合、お客さまに告知の上、本サービスの提供を一時停止又は中止することができるものとします。ただし、緊急の場合は、告知は不要とします。

- (1) お客さまが、利用契約成立時において第5条(利用契約の承諾)各号のいずれかに該当していたことが判明した場合
- (2) お客さまが、利用契約成立後、第5条(利用契約の承諾)各号のいずれかに該当する場合
- (3) お客さまが、第11条(本機器の保守、利用確認)第1項に基づく当社による本機器の保守、改良又は交換を拒んだ場合
- (4) お客さまが、第11条(本機器の保守、利用確認)第2項に基づく当社による利用状況確認を拒んだ場合、及びお客さまが当社指定の期限までに当社の求める書類を当社に送付しなかった場合
- (5) お客さまが、本機器を設置場所住所以外に移動するなど第14条(禁止事項)で禁止する行為を行った場合
- (6) 前三号に定めるほか、お客さまが本規約に違反した場合
- (7) 当社が工事等のためにお客さまに連絡を発生した後、相当期間内に、お客さまと連絡が取れない場合又は工事等予定日が確定しない場合
- (8) 当社が第11条(本機器の保守、利用確認)第2項の利用状況確認のためお客さまに連絡を発生した後、相当期間内に、お客さまと連絡が取れない場合
- (9) 以上各号のほか第21条(利用契約の解除)に定める解除事由のいずれかに該当する場合
- (10) 本機器の移動、保守、改良又は交換等をする場合
- (11) 本機器以外の電気通信設備の設置、移動、保守、改良、交換又は撤去等のために必要な場合
- (12) 以上各号のほか当社が必要と合理的に判断した場合

第5章 当事者の責務等

第13条 (お客さまの義務) お客さまは、当社の指示に従い善良な管理者の注意義務をもって本機器を運用及び管理し、本機器経由の通信の品質を維持するものとします。

2 本機器の運用に係る電気代等はお客さまの負担となります。

3 お客さまは、本機器に障害が発生した場合、速やかに当社に通知するものとします。

第14条 (禁止事項) お客さまは、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本機器の譲渡、転貸、担保設定その他一切の処分をすること。
- (2) 本機器(搭載されているソフトウェアを含みます。)を滅失(紛失、盗難等を含みます。)、毀損(シール剥付、削切、着色等の著しい汚損、分解、改変等を含みます。)すること。
- (3) 本機器を設置場所住所以外に移動させること、及び本機器を日本国外に持ち出すこと。
- (4) 本機器を電波状況改善の目的以外で利用すること、ホームアンテナ本体をドナーアンテナ以外の機器に接続すること。
- (5) 本機器経由で行われる通信等の機密漏洩等をする事。

第15条 (損害賠償) お客さまが、本規約に違反する行為を行い当社に損害が発生した場合、当社はお客さまにその賠償を請求することができるものとします。

第16条 (責任の範囲) 当社は、利用契約に起因して(本機器の使用、滅失、毀損及び復旧の遅延に起因する場合、並びに工事等に起因する場合を含みます。)(お客さまに生じた損害(設置場所となる建物及び当該建物にある家財を含みます。))については、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

2 当社は、以下の各号のいずれかに該当する事由によりお客さまが被った損害について責任を負わないものとします。

- (1) 地震、洪水、火災等の天災、停電その他不可抗力な原因の場合
- (2) 当社以外の者が本機器を不適切に使用し又は管理したことによる場合
- (3) 当社が本規約及び本規約で引用する当社規約に基づき権利を行使し義務を履行したことによる場合
- (4) お客さまが本規約及び本規約で引用する当社規約に基づき義務を履行しなかった場合

第6章 料金等

第17条 (利用料金) 本サービスの利用に係る料金は発生いたしません。ただし当社は、お客さまに3ヶ月前に告知することにより、本サービスの利用料金を有料とし、又は金額変更することができるものとします。

2 利用契約で別途定める場合を除き、お客さまと当社は、利用契約が定める義務の履行費用を各自負担するものとし、名目や内容の如何を問わず、利用契約に関連する対価を相手方に請求できないものとします。

第18条 (支払方法) 当社は、お客さまに対して、本サービスに係る利用料金(前条第1項但書により発生する場合に限り。)(及び違約金並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額(以下「料金等」といいます。))を、当社所定の方法により請求することがあります。

2 お客さまは、請求書記載の支払期限、支払方法等にて料金等を支払うものとします。

第19条 (延滞利息) お客さまは、料金等を期限までにお支払いいただけない場合、期

限の翌日を起算日として支払日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に支払うものとします。

第7章 利用契約の終了等

第20条 (利用契約の解約、本サービスの廃止) お客さまは、当社所定の方法により当社に申し入れることにより、利用契約を解約することができます。また、お客さまは、引越、改築等により、第13条(お客さまの義務)第1項に基づく本機器の運用及び管理をできなくなることが明らかになった場合は、速やかに利用契約を解約するものとします。

2 当社は、3ヶ月前までに当社所定の方法によりお客さまに告知することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

第21条 (利用契約の解除) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、催告なしに利用契約を解除又は本サービスの停止をすることができるものとします。

- (1) お客さまが、利用契約成立時において第5条(利用契約の承諾)各号のいずれかに該当していたことが判明した場合
- (2) お客さまが、利用契約成立後、第5条(利用契約の承諾)各号のいずれかに該当する場合
- (3) お客さまが、第11条(本機器の保守、利用確認)第1項に基づく当社による本機器の保守、改良又は交換を拒んだ場合
- (4) お客さまが、第11条(本機器の保守、利用確認)第2項に基づく当社による利用状況確認を拒んだ場合、及びお客さまが当社指定の期限までに当社が求める書類を当社に送付しなかった場合
- (5) お客さまが、本機器を設置場所住所以外に移動するなど第14条(禁止事項)で禁止する行為を行った場合
- (6) 前三号に定めるほか、お客さまが本規約に違反した場合
- (7) 当社が工事等のためにお客さまに連絡を発生した後、相当期間内に、お客さまと連絡が取れないとき又は工事等予定日が確定しない場合
- (8) 当社が第11条(本機器の保守、利用確認)第2項の利用状況確認のためお客さまに連絡を発生した後、相当期間内に、お客さまと連絡が取れない場合
- (9) お客さまが、強制執行、仮差押等の保全処分を受けた場合
- (10) お客さまが、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はその他の法的倒産手続開始を申立て、又は申立てられた場合
- (11) その他、当社が必要と判断した場合

2 申込時3G/4G契約が終了した場合(解約、強制解約、解除、名義変更(家族内での名義変更や、個人契約から法人契約への変更を含む譲渡・承継)、携帯電話番号ポータビリティの実施による他社への転出(当社及び株式会社ジャパネットたかた間の携帯電話会社変更を含みます。))など終了理由を問いません。)、当社は利用契約を催告なしに解除できるものとします。

第22条 (撤去工事) お客さまは、利用契約が終了した場合、本機器を速やかに当社に返却するものとします。

2 撤去工事は原則はお客さまが行うものとします。

3 当社は、本機器の撤去に伴う原状回復は行わないものとします。

第23条 (本機器の滅失、紛失、盗難等) お客さまは、以下の各号のいずれかに該当する場合、別表記載の違約金を当社に支払うものとします。

- (1) 利用契約終了後当社が別に定める期間をもっても本機器が当社に返却されない場合
- (2) 本機器の譲渡、転貸、担保設定その他一切の処分をした場合
- (3) 本機器(搭載されているソフトウェアを含みます。)を滅失(紛失、盗難等を含みます。)、毀損(シール剥付、削切、着色等の著しい汚損、分解、改変等を含みます。)した場合

第8章 雑則

第24条 (届出事項の変更) お客さまは、利用契約に関連して当社に届け出た事項に変更があった場合には、速やかに当社所定の方法により変更内容を当社に届け出るものとします。ただし、利用契約成立時に届け出ている設置場所その他当社所定の事項は変更できないものとします。

2 当社は、必要と判断した場合には、本人確認書類等変更内容を証する書類等の提示を求められることができるものとします。

第25条 (通知) 当社は、利用契約に関してお客さまに通知する必要がある場合には、お客さまが当社に届け出た住所、電話番号、メールアドレスその他の連絡先に対して、書面送付、電話又はメール等の方法で通知するものとします。

2 前項の通知は、通常その到達すべきときにお客さまに到達したものとみなします。

第26条 (パーソナルデータの取り扱い) 当社は、お客さまのパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

2 本条第3項各号に規定する以外の目的で当該パーソナルデータを利用させていただく場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客さまから事前の同意をいただきます。

3 当社は、前項のほか、以下の目的の遂行に必要な範囲において、お客さまのパーソナルデータを自ら利用し、又は共同利用するものとします。

- (1) 本機器の設置、設定、移設、保守点検、修理、改修、撤去等のために必要なご連絡、訪問
 - (2) お客さまからのお問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続のご案内や情報の提供等のお客さまサポート
 - (3) 本サービスの利用料金(第17条(利用料金)第1項但書により発生する場合に限り。)(及び違約金の請求
 - (4) お客さまサービス向上に寄与する情報提供をお知らせする通知
 - (5) 当社提供サービスについての保守や障害対応等のサポート業務
- 4 当社は、お客さまのパーソナルデータを、本サービス提供に必要な業務のために外部業

者に委託することがあります。外部委託先につきましては、当社の定める基準に適合する事業者を選定し、秘密保持、安全管理等についての契約を締結して、適切な監督を行います。

- 5 パーソナルデータの取り扱いに関して、本規約の内容と「プライバシーポリシー」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第 27 条 (権利義務の譲渡等) お客様は利用契約上の権利若しくは義務又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡、貸与、担保設定その他の処分をすることはできないものとします。

第 28 条 (存続条項) 第 15 条(損害賠償)、第 16 条(責任の範囲)、第 19 条(延滞利息)、第 22 条(撤去工事)、第 23 条(本機器の滅失、紛失、盗難等)、本条、第 29 条(準拠法)及び第 30 条(合意管轄)は、利用契約終了後においても効力を有するものとします。

第 29 条 (準拠法) 利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

第 30 条 (合意管轄) 利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2017年4月1日制定)
(2017年8月1日改定)
(2017年9月14日改定)
(2017年12月6日改定)
(2018年4月3日改定)
(2018年9月12日改定)
(2019年2月4日改定)
(2019年12月10日改定)
(2021年11月1日改定)
(2022年4月12日改定)

別 表

1. 違約金 (第 23 条第 1 項) (利用規約違反による)

本機器	違約金額
ホームアンテナ本体	34,000 円 (課税対象外)